

別表第 1 (第 6 条関係)

区分	整備内容	対象経費
看板等の外国語表記	(1) 施設の名称、種別及び営業案内を表示する看板等の設置 (2) 施設利用者の誘導を目的とした案内表示等の設置 (3) 施設内設備の利用方法、施設の概要、展示品等の説明を記した看板等の設置	製作費 工事請負費 翻訳費 物品購入費
外国語メニュー表の作成	外国語の食事メニュー表の作成及び配備	製作費 印刷費 翻訳費 物品購入費
外国語パンフレットの製作	施設を P R するための外国語パンフレットの製作及び配布(合計 5 0 0 部以上作成する場合に限る)	製作費 印刷費 翻訳費
外国語ホームページの製作	(1) 施設を P R するためのホームページの制作 (2) 外国人向けの宿泊予約サイトへの登録	製作費 翻訳費 登録料
多様な食習慣への対応	(1) ベジタリアン・ヴィーガンや宗教的禁忌等に対応した食事メニュー表の作成及び配備 (2) ベジタリアン・ヴィーガンや宗教的禁忌等に対応した食事メニューを紹介するためのホームページの製作	製作費 翻訳費 印刷費 物品購入費
無線 L A N の導入	(1) 無線 L A N ルーター機器本体の購入及び設置 (2) 新規通信回線の開設 (3) 施設内配線整備 (4) 無線 L A N 設置に係る設計及び工事	物品購入費 工事請負費
キャッシュレス決済の導入	(1) キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等)サービス端末の購入及び設置 (2) 新規通信回線の開設 (3) 施設内配線整備	物品購入費 工事請負費
ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器の購入	多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置	物品購入費
ローベッド・低床ベッド等の導入	段ボールやエアーマットなどの簡易的なローベッドや低床ベッドなどの購入。コンセントの増設工事など一体的に行われる簡易的な客室の改修。	物品購入費 工事請負費
トイレの洋式化・温水洗浄便座の整備	(1) 和式トイレの洋式化 (2) 温水洗浄便座の設置・増設(既設の取り換えを除く)	物品購入費 工事請負費

別表第 2（第 6 条関係）

区分	対象基準
看板等の外国語表記	(1) 風雨等で容易に破損しない作成物とする。 (2) 外国語表記に対応するための新規設置又は付け替え、張替え等を対象とする。
外国語メニュー	(1) 料理写真の掲載や使用食材の表記等、外国人に分かりやすく、安心して利用できる内容とする。 (2) 外国語メニュー表の配備について、外国人向けに表示するものとする。 (3) 既存の外国語メニュー表の修正及び改訂に係る経費は対象外とする。
外国語パンフレット	(1) 施設名称、種別、連絡先、営業時間、料金(目安を含む)等、外国人観光客等に必要な情報を明記する。 (2) 既存パンフレットの増刷及び改訂に係る経費は対象外とする。
外国語ホームページの製作	既存の外国語ホームページの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。
多様な食習慣への対応	ベジタリアン・ヴィーガンや宗教的禁忌等に対応している表記・マークの記載をすること。又は、肉・魚・卵・乳製品・アルコール等をイメージ・ピクトグラムで表示し、使用・不使用を視覚的に表現すること。
無線 LAN の導入	(1) 施設利用者が無料で利用できるものとし、安全に利用できるよう対策を講じるものとする。 (2) 利用ができることを外国人向けに表示するものとする。 (3) 新規設置を対象とし、既存の機器の交換及び更新に係る経費は対象外とする。 (4) 利用エリアを拡大するために、新たな機器を設置する経費は対象とする。
キャッシュレス決済の導入	(1) キャッシュレス決済ができることを外国人向けに表示する。 (2) 既存機器の交換及び更新にかかる経費は対象としないが、新たな決済手段の導入等にかかる費用については対象とする。 (3) 記録票印刷プリンター等や、電子手続のためのパソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。 (4) キャッシュレス決済サービス端末は国際ブランドのカード（Visa、Mastercard®）が利用できるものを対象とする。

ウェアラブル翻訳機、対面翻訳機等の多言語音声翻訳システム機器の購入	(1) 付属品は対象外とする。 (2) 既存機器の更新に係る経費は対象外とする。 (3) パソコン、タブレット端末など、他用途に転用可能と認められる物品購入費は対象としない。
ローベッド・低床ベッド等の導入	(1) 施設利用者の利便性向上を目的とした和室の洋室化も目的として、ベッドを新規購入又は増設する場合を対象とする。 (2) 洋室化のために、一体的に整備されるナイトテーブル、照明、コンセントの増設工事なども対象とする。 (3) 既存のベッドの更新に係る経費は対象外とする。
トイレの洋式化・温水洗浄便座の整備	既存機器の更新に係る経費は対象外とする。